

分類	No.	質問	回答
訪問型サービスA2とA4のサービス内容等について	1	掃除や調理について、自立支援のため利用者と一緒に手助けしながらしている場合は、どのサービスになるか。	身体介護1-6に該当するため、A4の「としま介護予防訪問サービス」になり、従事者は訪問介護員等になります。利用者が一緒に掃除等を行わず、従事者のみが家事をする場合は、A4の「としまいきいき訪問サービス」になります。なお「特段の専門的配慮をもって行う調理」は、身体介護1-1に該当しA2になります。
	2	車椅子の移動介助は全て身体介護1-3外出介助になり(A2)で請求できるか。	内容により請求できません。例えば、利用者本人が自ら品物を選ぶように買物に同行するものであれば、身体介護1-6にあたり、A4の「としま介護予防訪問サービス」になります。
	3	身体介護(A2)と、家事援助のみ(A4)の日があるが、同月内で併用不可とある。どうすればよいか。	A2に該当するサービスとA4に該当するサービスを同月内に実施する場合は、全てA2のサービスとして実施してください。また、A2と、B型サービスの「生活支援お助け隊」は併用できますので、ぜひご利用ください。
	4	身体介護(A2)のプランだったが、当日の都合により家事援助のみになったのでA4で請求するのか。	プランどおり(A2)で請求してください。ただし、(A2)の身体介護が必要なくなり、家事援助のみが続く場合はプランを変更してください。
	5	サービス内容に関わらずA2で請求できる「公費助成対象」の利用者とは。	原爆被爆者手帳により利用者負担額が助成される方のみ。なお、生活保護受給者や中国残留邦人については、サービス内容がA4に該当すれば、A4で請求してください。
	6	A2のみ指定を受け、A4の指定は受けていないので、家事援助のみでもA2で請求できるか。	できません。A2で請求があったケースについては、内容の照会等をする場合があります。
	7	要介護の方が、要支援になった。A2の指定しか受けていないが、家事援助のみのサービスをひきつづき提供できるか。	できません。A4の指定を受けている豊島区の事業所へ変更していただくか、生活支援お助け隊をご利用ください。又は区内の訪問事業所でA4の指定を受ければ、ひきつづき利用できますのでケア倶楽部等で申請方法をご確認ください。
訪問型サービスB 生活支援お助け隊について	8	生活支援お助け隊の利用方法は。	高齢者総合相談センターを通して区と生活支援お助け隊実施団体(シルバー人材センター又は社会福祉事業団)へ申込みをします。従事者は、区の研修を修了した方で、家事援助のみ提供できます。(調理と、薬の受け取りはできません)生活支援お助け隊の従事登録者は、シルバー人材センターが48人、事業団が約10人います。毎年区で従事者を育成し、登録者を増やしていく予定です。ぜひお申込みください。
	9	生活支援お助け隊は、月に何回利用しているのか。	要支援1と事業対象者の方は、週1回(月によっては最大5回)、要支援2の方は週2回(月によっては最大10回)利用できます。給付管理の上限には含まませんが、同月内にA2又はA4を利用している場合は、その利用回数分を減らします。(例:要支援1の方が週1回訪問型サービス利用の場合、同じ週にA型サービスとB型サービス(お助け隊)は利用できない。週2回訪問型サービスを利用する場合は、同じ週で1回はA型サービス、もう1回はB型サービスを利用することが可能。)
	10	生活支援お助け隊の利用料金は負担割合で違うのか。	利用者の負担割合には関係なく、一律です。30分300円、60分600円です。なお、生活保護受給者も介護扶助費により本人負担額なしで利用できます。
	11	同居の家族がいるが、日中は独居。お助け隊を利用できるか。保険外サービスにあたるような内容も頼めるか。(大掃除や庭掃除など)	両方できません。このサービスは介護保険制度の中の総合事業訪問型サービスBに該当するため、従来の訪問型サービスと同じく、同居の家族がいる場合、家事援助は利用できません。同様の理由で、保険外サービスにあたるような内容も実施できません。

## 豊島区総合事業 Q&amp;A

2018.3.15

分類	No.	質問	回答
通所型	12	A6の指定を受けた。30年度も各種加算は継続するか。	通所型サービスは従来どおり、サービス内容も加算も変更ありません。報酬や加算、減算の単位はこれから厚労省から示される見込みです。
区域外居住者等の取り扱い	13	区域外に居住する豊島区民は、豊島区の総合事業は利用できるか。	訪問型サービスについては、豊島区の指定を受けたA2の事業所であれば、身体介護等を受けられますが、サービス内容がA4(主に家事援助)であると区内事業所でしか提供できないので、利用できません。生活支援お助け隊も利用できません。ただし、豊島区の指定を受けた事業所で、その事業所が区域外に居住する方へのサービス提供が可能であれば、ご利用できます。生活支援お助け隊については、豊島区外に居住する方へのサービス提供はできません。なお、介護予防給付及び通所型サービス(A6指定を受けた事業所に限る)は利用できます。
	14	住所地特例対象者は、現地のサービスを利用できるか。	できます。現地の総合事業や介護予防給付を受けてください。現地の請求コードで、豊島区に請求します。豊島区内の住所地特例対象施設にいる利用者については、豊島区の総合事業及び介護予防給付を利用し、請求は前住所地にします。
	15	豊島区内に居住するが、住民登録が豊島区にない利用者は、豊島区の総合事業が利用できるか。	利用できません。ただし、豊島区内で利用しようとする介護サービス事業所が、その利用者の住民登録がある自治体の指定を受けていれば、その自治体のサービスとして利用できます。
按分	16	高齢者のみ世帯で、夫は要介護1、妻は要支援2の場合、共有部分の掃除をする場合の按分はどうか。	夫は介護給付、妻は総合事業サービスのため、共有部分のサービスはいわゆる按分(同じサービス種別で振り分けること)はできません。妻については必要性をアセスメントしたうえで、プランに位置づけます。そのうえで、頻度については夫婦それぞれの担当者を含めて相談し、合理的な頻度を計画してください。
	17	高齢者のみ世帯で、夫は事業対象者、妻は要支援2の場合、共有部分の掃除の按分はどうか。	両方、総合事業ではあるが、事業対象者は訪問型サービスの家事援助については「生活支援お助け隊」しか利用できないため、要支援の妻も同じ「生活支援お助け隊」を利用すれば共有部分の掃除は可能です。
ケアマネジメント	18	ケアマネジメントAで委託していたケースが、生活支援お助け隊利用に変更しケアマネジメントCとなった。引き続き委託できるか。	ケアマネジャーの定期的なモニタリングを必要とする利用者の場合には引き続きケアマネジメントAのまま利用し、引き続きの委託が可能です。利用者が自らモニタリングをできる場合には初回のみケアマネジメントCとなり、居宅介護支援事業所への委託はできません。判断に迷う場合は個別に高齢者福祉課にご相談ください。
	19	いままで介護予防訪問事業(従来のA1又はA2)を使っていたが、生活支援お助け隊に変更した。ケアマネジメントもAからCに、必ず変更するのか。	生活支援お助け隊のみの利用だと、原則はケアマネジメントC(初回のみケアマネジメント)になります。しかしながら、毎月のモニタリングが必要な方などはケアマネジメントAのままが適切と思われます。ケースバイケースになりますので、個別に高齢者福祉課にご相談ください。
	20	介護見立てで新規暫定プランをたてサービスを利用していたが、要支援だった。利用していた訪問サービスの内容は家事援助のみだった。利用していた訪問介護事業所はA4指定を受けていない。	訪問介護利用分は自費となる。そして、A4の指定を受けていないことから、家事援助のみの訪問型サービスは、その訪問介護事業所で引き続きサービスを受けることはできない。要支援者として家事援助のみのサービスをうける場合は、A4指定を受けている事業所へ移る必要があります。

## 豊島区総合事業 Q&amp;A

2018.3.15

分類	No.	質問	回答
その他	21	訪問型の利用限度額について、同月内にA4の2種類は混在して合算していいか。	A4でも、「としま介護予防訪問サービス」と「としまいきいき訪問サービス」の単位は異なりますが、上限の範囲内であれば、合算できます。 (例:週1回訪問型サービスを利用する場合:月1回「としま介護予防訪問サービス(266単位)」、月4回「としまいきいき訪問サービス(233単位×4回)」=1,158単位(1,168単位以内で利用可)月5回利用のケース)
	22	訪問型の利用限度額について、同月内にA2とA4を合算していいか。	同月内でA2とA4は併用でいません。ただし、月の途中でプランが変更になる場合は、上限の範囲内で合算できます。
	23	A4サービスを利用するが、同一建物減算により単位が減る場合、減った単位で月の上限単位数まで利用できるか。	できません。A2もA4も、減算された後ではなく、 <u>減算前</u> の単位数で合算し上限まで利用可能です。 なお、A4の減算は同一建物減算のみです。 <u>(訪問事業責任者初任者研修終了減算はありません)</u>